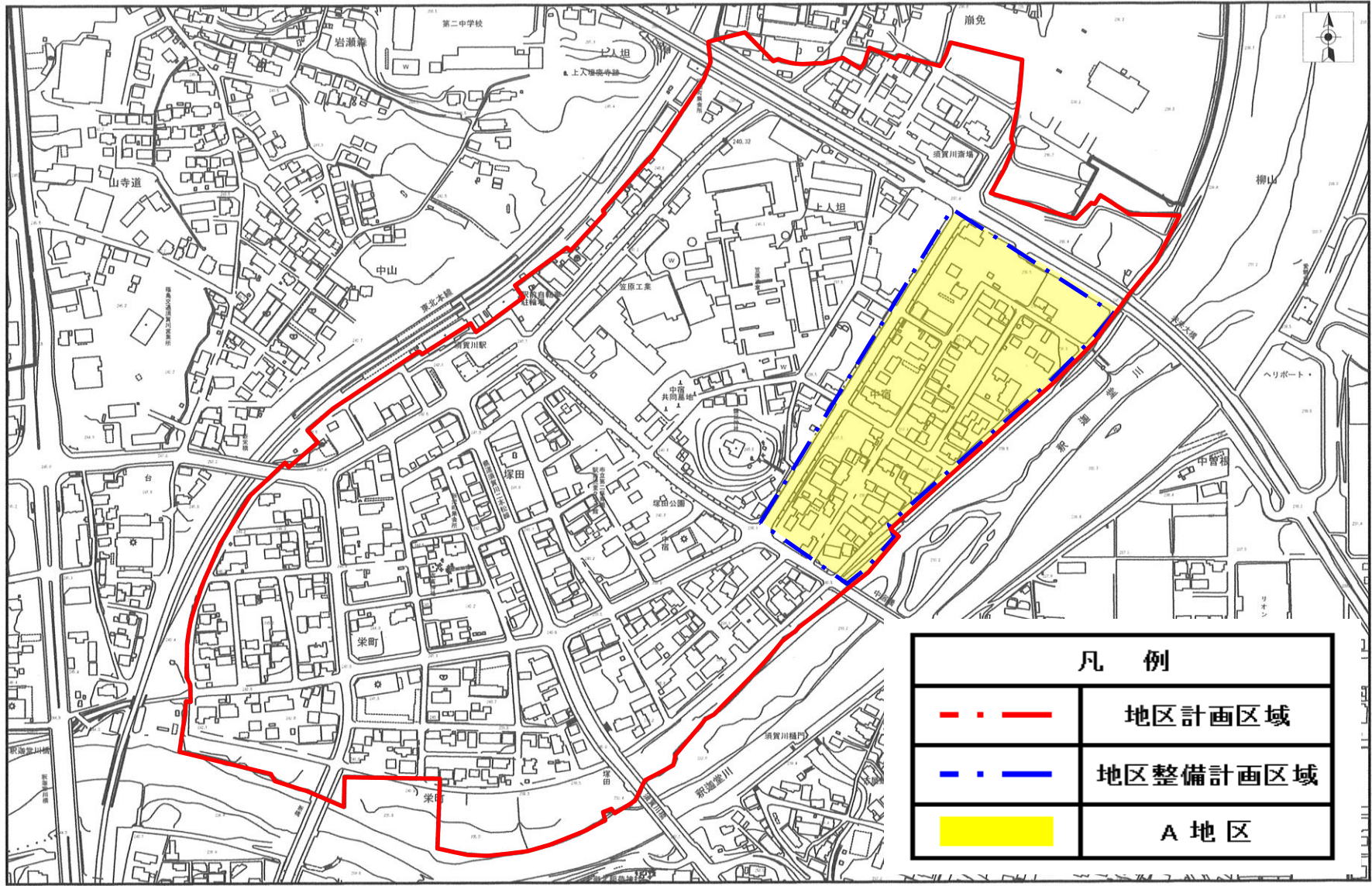


須賀川駅前地区地区計画

須賀川市告示 第113号 H4. 11. 24

名称		須賀川駅前地区地区計画	
位置		須賀川市塚田の全部の区域 栄町・中宿・上人垣・下宿前・岩瀬森・中山・崩免・柳山及び台の各一部の区域	
面積		約41.2ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、須賀川市の玄関口である須賀川駅を含んだ地区であり、昭和58年より土地区画整理事業を実施している地域である。 地区の良好な市街地の形成を図るため、適正かつ合理的な土地利用のもとに建築物の用途制限を行い、本市の表玄関にふさわしい市街地の形成を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	須賀川駅より南側の都市計画道路 須賀川駅並木町線や、市街化動向の急な 栄町下江持橋線周辺を商業系土地利用とし、土地の高度利用を促進するとともに、須賀川市の玄関口にふさわしい活力と魅力ある駅前商店街の形成を図る。都市計画道路 塚田愛宕山線 より以東の都市計画道路に囲まれた地区を工業系土地利用に、さらに地区西部、東部に住居系土地利用を配置し計画的な市街地の形成を図る。	
	地区施設の整備方針	道路及び公園は土地区画整理事業により整備するとともに、区画道路については安全で快適な生活道路とする。	
	建築物等の整備方針	良好な市街地を形成するため、用途の制限を行う。	
地区整備計画	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり	
	地区整備計画の区域面積	約5.6ha	
	建築物等に 関する 事項	地区の細分	A地区
		区分の面積	約5.6ha
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してならない。 1. モーター、ボーリング場、スケート場 2. マージャン屋、パチンコ屋、射的場 3. 自動車教習所、畜舎(15㎡) 4. 工場(ただし食品製造業を除く) 5. 火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵施設 6. カラオケボックス 7. 物品販売業を営む店舗又は飲食店で3,000㎡を超えるもの 8. 上記以外の店舗又は事務所で3,000㎡を超えるもの	

須賀川駅前地区地区計画



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	A地区